

議案第19号

志摩市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

志摩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和6年2月28日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

志摩市職員の育児休業等に関する条例(平成16年志摩市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第8条中「(法)」を「(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。